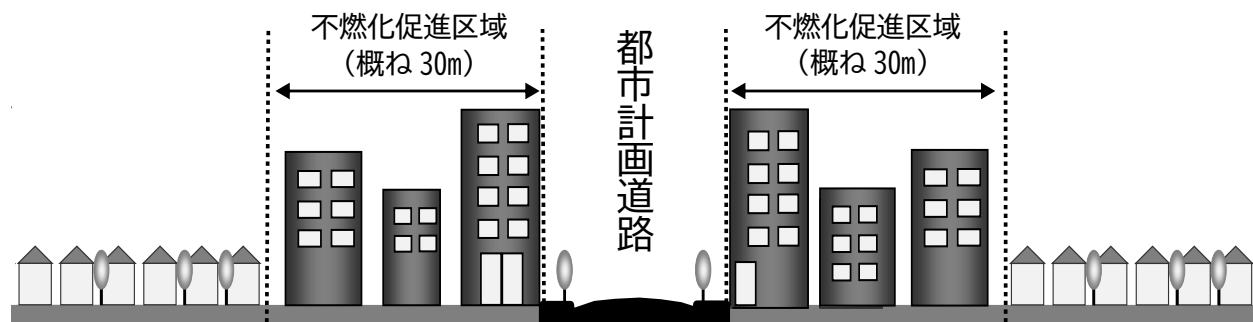
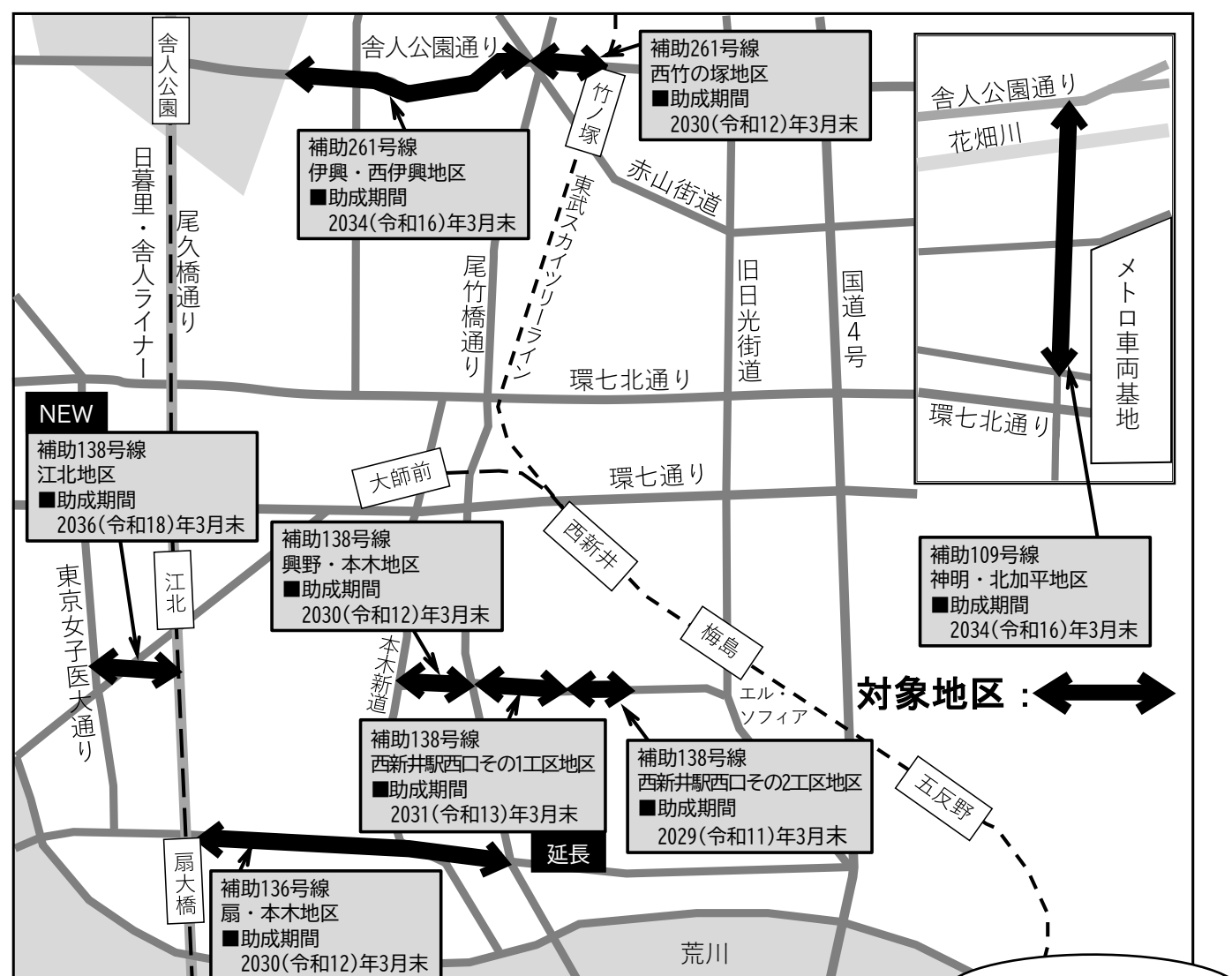


5 助成区域（不燃化促進区域）

都市計画道路の概ね沿道 30mが助成区域（不燃化促進区域）になります。不燃化促進区域は、防火地域及び最低限度高度地区に指定されている区域と同じ範囲です。



6 助成対象地区図（補助109・136・138・261号線沿道）



お問い合わせ先

〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1 中央館 4階
足立区 建築防災課 不燃化推進係
電話 03-3880-6269 (直通) FAX 03-3880-5615
Eメール kenchiku-bousai@city.adachi.tokyo.jp

お早めにご相談ください



補助109・136・138・261号線沿道で新築・除却・建替えをお考えの皆様へ

A

燃えない建物を 建てよう！

不燃化促進事業のご案内

「燃えない建物」を増やすことで、まち一帯を巻き込んだ大火災の発生を防ぎ、皆さんの大切な命と財産を守ります。

新築の場合 建築助成金

最低 **200**万円から

※ただし、路線・地区ごとに助成期限があります



2026(令和8)年
10月発行



足立区

1 建築助成金と除却助成金の概要

耐火建築物又は準耐火建築物（木造の準耐火建築物を除く）の新築・建替え工事を行う方が対象です。また、下記（２）の除却工事のみを行う方も対象です。

（１） 建築助成金 最低 200 万円

地上 1 階から 3 階までの
防災上有効な床面積の合計
に応じて助成します。

準耐火建築物又は床面積 80 ㎡未満の耐火建築物
は 200 万円です。耐火建築物で床面積 80 ㎡以上の
場合は、裏面の問合せ先にご連絡ください。

令和 7 年 10 月
から増額

（２） 除却助成金 最大 280 万円

下記のいずれか少ない額

① 実費相当額（消費税相当額は除く）
② 除却床面積(㎡)×除却費（単価）
③ 280 万円

→ $\left\{ \begin{array}{l} \text{木 造：} 2.8 \text{ 万円／㎡} \\ \text{木造以外：} 4.1 \text{ 万円／㎡} \end{array} \right\}$

2 助成対象

※他の事業で類似の助成を受ける建築物は
助成対象外となりますのでご注意ください。

助成対象
となる建築主

- 個人（事業を営む個人を除く）又は中小企業者である会社、公益法人等
- 中小企業以外の会社又は事業を営む個人、宅地建物取引業者の場合、
一定の条件を満たす場合に限り対象となります。お問い合わせ下さい。

新築・建替えの
助成対象
となる建築物

- 耐火建築物を建築する場合
(1) 地上階数が 2 以上である。
(2) 敷地面積が 40 ㎡以上である。
(3) 延床面積が 50 ㎡以上である。
(4) 道路や隣地に火が吹き抜けない構造にする。
(5) 道路に面する開口部のガラスは網入りガラスとするか、又はバルコニー
を設ける。
(6) 火気使用室や避難路である階段、廊下、出入り口等の壁・天井の仕上げ
は、不燃材料又は準不燃材料とする。
(7) ガス漏れ防止の対策として自動遮断器、ガス漏れ警報器を設ける。
(8) 敷地面積が 100 ㎡以上の場合は、敷地面積に応じた緑化を行う。
- 準耐火建築物を建築する場合
(上記に加えて下記の内容を満たす必要あり)
(9) 柱、床、はり等の主要構造部が不燃材料である。
(10) 外壁及び屋根が耐火構造である。
(11) 軒裏が耐火構造又は防火構造である。
(12) 木造の準耐火建築物は対象外となります。

除却の助成対象
となる建築物

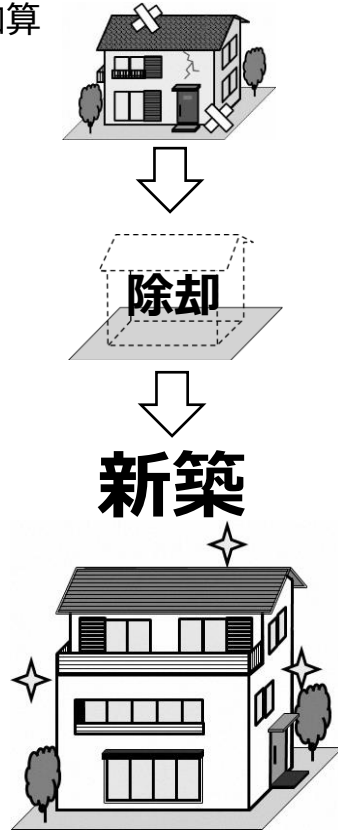
- (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物
- (2) 昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築された耐火建築物又は準耐火建築物は、
対象外となります。詳細は裏面のお問い合わせ先にご連絡ください。

3 加算助成金の種類と金額

建築助成金、除却助成金のほかにも下記の仮住まい助成金
や引越し助成金などの加算助成金があります。該当する加算
助成金を合算して助成します。

- ① 仮住まい助成金 最大 30 万円
- ② 引越し助成金 最大 18 万円
- ③ 移転雑費助成金 一律 54 万円
※ 確認申請手数料や登記費用など
- ④ 三世代住宅助成金 一律 50 万円
※ 個人の建築主が、自己使用住宅を建築す
る場合で親子孫または親と子夫婦などが
同居し、かつ、一定条件を満たす場合

※ 詳細につきましては、裏面の問合わせ先
にご連絡ください。



4 助成手続きの流れ

